

平成 29 年（行ヒ）第 140 号

決定

申立人 学校法人 X

相手方 国

同補助参加人 Z 教職員組合

上記当事者間の東京高等裁判所平成 28 年（行コ）第 275 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 28 年 12 月 14 日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成 29 年 7 月 20 日

最高裁判所第一小法廷